



割賦販売法とは どのような法律か

池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事、内閣府消費者委員会委員、経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会委員、適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長、国民生活センター客員講師、明治大学法科大学院非常勤講師など。著書に『割賦販売法(クレサラ叢書 解説編)』(共著、勁草書房、2011年)ほか。

クレジットを利用した取引に関するトラブルは、販売業者との契約関係とクレジット会社との契約関係を同時に適切に解決することが求められます。以前は個別クレジットを利用した訪問販売のトラブルが多発し、近年はクレジットカード決済を伴うインターネット取引のトラブルが増加して、2016(平成28)年改正が行われ、2018(平成30)年6月1日に施行されます。難解な割賦販売法の要点を理解し活用するポイントを、13回にわたって分かりやすく解説します。

割賦販売法の趣旨、目的

日常の消費生活においては、店舗で商品を購入するときその代金を現金で支払い、商品を手で受け取る「現金取引」が一般的です。これに対し、代金を後払いにする取引を広義のクレジット契約(販売信用)といいます。クレジット契約は、消費者にとっては手持ちの現金なしで買い物ができる便利さがあり、販売業者にとっては高額商品の販売促進になるメリットがあります。他方で、消費者は代金支払いの負担感がなく高額な買い物をしがちとなるデメリットがあり、販売業者は代金回収リスクを考慮せずに無理な販売活動に及ぶおそれがあります。

割賦販売法(以下、割販法)が1961(昭和36)年に制定された当初は、「割賦販売等の取引を公正にし事業の健全な発展を図る」(法1条)とい

うクレジット産業育成を主な目的としていました。包括信用購入あっせん(「包括クレジット」。当時の名称は「総合割賦購入あっせん」、当時はチケット方式が主流だった)の加盟店がクレジット会社から確実に立替金を受領できるように、包括クレジット会社に対する登録制を導入するとともに、割賦払いによる契約条件をめぐる消費者トラブルの防止のために、書面交付義務や契約条件規制を設けました。

クレジットトラブルと 主な法改正の経緯

その後、クレジットを利用した訪問販売によるトラブルが多発したことから、1972(昭和47)年改正により、わが国で初めてクーリング・オフ制度が導入されました。また、クレジットを利用した販売業者の倒産により商品引き渡しを受けられないのにクレジット会社からの請求が残るといったトラブルが多発したことから、1984(昭和59)年改正により、個別信用購入あっせん(「個別クレジット」。当時の名称は「個品割賦購入あっせん」)を規定するとともに抗弁対抗制度*が導入され、消費者保護法としての性格が明確になりました。

さらに、個別クレジットを利用する訪問販売業者が消費者の支払い能力を無視して次々販売を行うトラブルや、ココ山岡事件、ダンシング事件など個別クレジットを利用した悪質業者の大

* 「商品が引き渡されない」など、販売業者に対して生じている事由をもって、消費者がクレジット会社への支払いを拒むことができるしくみのこと。詳細は次回以降解説する。

規模被害が繰り返されたことから、2008（平成20）年改正により、個別信用購入あっせん業者（個別クレジット会社）に対して登録制、加盟店調査義務、契約取消し等の厳しい規制が導入されました。個別クレジット被害の増大が社会問題化し法改正の議論が始まった2007年から2016年までの10年間に消費生活センターに寄せられた苦情相談の推移をみると、個別クレジットの相談件数が69,348件から20,206件に減少するという効果が表れています（表1）。

他方で、近年はインターネット取引においてクレジットカード決済が多用されており、これに伴う消費者トラブルが増加し、包括クレジットとマンスリークリア取引（翌月一括払い）の苦情相談件数を合計すると、22,330件から65,743件と約3倍に増加しています（表1）。

そこで、2016（平成28）年12月改正（2018

年6月施行）により、クレジットカード決済について、アクワイアラー（加盟店契約会社）および決済代行会社に対する登録制・加盟店調査義務等が導入されました。アクワイアラー等に対する義務づけはマンスリークリア取引も適用対象としている点が注目されますが、イシューア（カード発行会社）についてはマンスリークリア取引の適用がないままである点で、被害防止・救済の実効性が上がるか否か注視する必要があります（詳細は次回以降、解説します）。

適用対象

割賦払い取引を行う事業主体の違いにより、販売業者自身が割賦払いを受ける「割賦販売」（図1）と、販売業者とは別の事業者が登場する「信用購入あっせん」と「ローン提携販売」（図2）があります（表2）。

表1 年度別にみた支払方法別相談件数

年度	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28
総相談件数	861,780	768,650	723,816	706,417	683,378	644,150	693,261	687,339	651,202	602,157
販売信用	110,014	88,732	83,629	76,953	74,696	73,663	84,039	90,260	94,284	98,281
自社割賦販売	5,093	5,870	6,587	7,645	7,160	6,972	7,304	6,895	6,451	5,724
包括クレジット	13,102	14,383	18,196	21,753	21,099	18,744	19,735	19,181	19,519	18,909
個別クレジット	69,348	45,387	33,761	28,640	22,768	20,303	21,130	21,170	21,186	20,206
翌月一括払い	9,228	9,523	11,080	13,220	18,402	22,171	29,994	36,704	40,663	46,834
ローン提携販売	6,592	7,184	7,911	330	449	691	963	665	418	100

「消費生活年報2017」16ページの表7を基に筆者作成。

※「総相談件数」は、支払方法について「不明・無関係」を含まない。

※割賦販売法2010（平成20）年改正に伴い、2010年度受付分から販売信用の内訳について区分の変更あり。「翌月一括払い」は、改正前はボーナス一括払いを含み、改正後は2カ月内払い。「ローン提携販売」の定義から個別式を外す。

図1 割賦販売(自社割賦)のイメージ

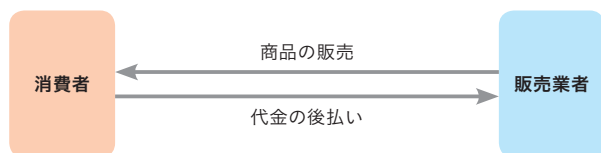


図2 ローン提携販売のイメージ

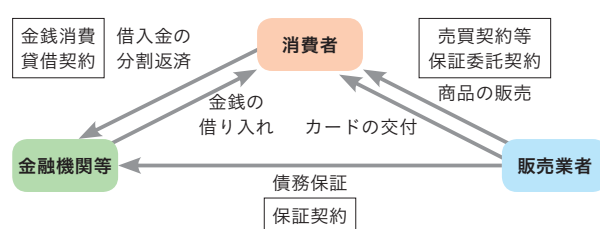


表2 割賦販売法の適用対象

	契約類型	支払条件	購入商品
割賦販売(自社割賦) (法2条1項)	割賦販売	2カ月以上かつ3回以上の分割払い、リボルビング払い	政令指定商品・役務・権利
	前払式割賦販売		
ローン提携販売(法2条2項)	ローン提携販売		
信用購入あっせん (法2条3項、法2条4項)	包括信用購入あっせん	2カ月を超える後払い(ボーナス一括払いを含む)、リボルビング払い	原則、すべての商品・役務、政令指定の権利
	個別信用購入あっせん	2カ月を超える後払い	
前払式特定取引(法2条6項)	前払式特定取引	2カ月以上かつ3回以上の分割払い	政令指定の役務

契約方式として、あらかじめ利用限度額を設定してカード等を交付する「包括方式」(図3)と、商品購入のつど申込書の提出と審査を行う「個別方式」(図4)があります。

支払方法に関して、以前は、2カ月以上かつ3回以上の割賦払いを適用対象としていましたが、その後リボルビング払いが追加され、2008(平成20)年改正により、信用購入あっせん(三者型クレジット)については、割賦払い要件から「2カ月超後払い」に変更し、ボーナス1～2回払いが適用対象に追加されました。現行法がマンスリークリア取引を適用対象としていないのは、信用取引の性質よりも現金決済の代用手段であるとみているからです。割賦販売とローン提携販売は割賦払い要件を維持しています。

購入する商品等の対象範囲について、以前は政令指定商品・役務・権利制を採用していましたが、2008(平成20)年改正により、信用購入あっせんについては指定商品・役務制を廃止し、原則適用方式としました(指定権利制は存続)。割賦販売とローン提携販売は、指定商品・役務・権利制を存続しています。

他方で、割販法は、代金の割賦前払い取引も規制対象としています。販売業者が代金を2カ月以上かつ3回以上に分割して商品引き渡しよ

り前に受領する「前払式割賦販売」と、前払代金を受領する事業者と商品・役務の提供業者が異なる三者型の「前払式特定取引」がそれです。前払式割賦販売はミシンの販売などで利用され、前払式特定取引は冠婚葬祭互助会やデパート友の会などで利用されてきました。割賦前払い取引は、事業者が倒産すると多数の消費者に損害が発生するため、事業者の財務基盤の確保を中心とした許可制や前受金保全措置が導入されています。

つまり、割販法は、割賦払い要件は共通していますが、後払い取引と前払い取引の両方を規制対象とするユニークな法律です。

割賦販売(法2条1項)

割賦販売とは、販売業者が、①代金を2カ月以上かつ3回以上の割賦払いまたはリボルビング払いで受領する定めにより、②政令指定商品・役務・権利を販売する取引です(図1)。「自社割賦」などといわれることもあります。

販売業者自身が商品等の販売代金について割賦払いを認める自社方式の契約であり、割賦払い特約付き販売契約が1つ存在します。法2条1項1号が包括式と個別式の両方を含む定義で、同項2号はリボルビング払いを指します。

割賦販売に対しては、書面交付義務や契約条件規制(解除の制限、損害賠償額の制限等)がありますが、第三者の与信業者は登場しないので抗弁対抗規定はありませんし、割賦払いを利用するすべての販売業者が対象となり得るため登録制等の開業規制はありません。

ローン提携販売(法2条2項)

ローン提携販売とは、販売業者が、①あらかじめカード等を利用者に交付し、②利用者がそのカード等を利用して購入した商品代金等の支払いに充てるためにする他の与信業者から金銭を借り入れ、③割賦払いまたはリボルビング払いの支払い条件によるものを、④販売業者が購入者の借入金債務を連帯保証して、⑤指定商品・

図3 包括信用購入あっせんのイメージ

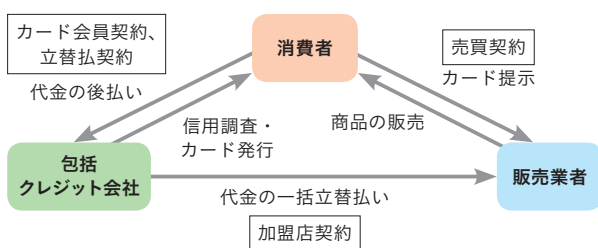
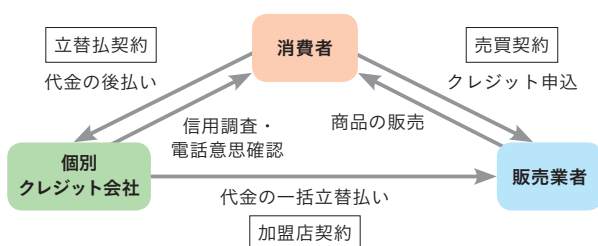


図4 個別信用購入あっせんのイメージ



役務・権利を販売する取引です(図2)。販売業者以外の与信業者が登場する三者型の販売信用取引ですが、販売業者が借入金債務を連帯保証している点で、信用購入あっせんとは区別されます。

ローン提携販売に対しては、書面交付義務、契約条件規制等のほか、抗弁対抗規定が定められていますが、登録制等の開業規制はありません。

ローン提携販売は、販売業者が借入金債務を連帯保証する点で、消費者に対する代金回収リスクを販売業者が負担するしくみですので、販売業者にとっては経済的なメリットが低いいため、現在ではローン提携販売は利用高がごくわずかであり、苦情相談件数もほとんどありません。

Q & A

Q いわゆる「提携ローン」とは？

A 「提携ローン」とは、法律上の定義があるものではなく、クレジット業界で作られた取引形態です。クレジット会社が自己資金で立替払いをするのではなく、金融機関が代金相当額を融資して販売業者に交付するに当たり、クレジット会社が保証会社として介在するという契約です。購入者が何らかの事情で支払い不履行を起こした場合は、クレジット会社が保証債務により代位弁済し、クレジット会社から消費者に対し「求償金請求」を行うというしくみです。販売業者が借入金債務を連帯保証するしくみではないので、ローン提携販売ではなく個別信用購入あっせんに該当します。

包括信用購入あっせん(法2条3項)

包括信用購入あっせんとは、包括クレジット会社が、①あらかじめカード等を利用者に交付し、②利用者がそのカード等を利用して、特定の販売業者から商品等を購入するとき、③その代金相当額を販売業者に交付し、④2カ月超後

払いまたはリボルビング払いを受ける取引です(図3)。クレジットカード決済を指しますが、マンスリークリア取引は含まれませんので、注意が必要です。

クレジットカードを発行する際、与信の審査を行うとともに利用限度額や支払条件等を定めるので、商品購入の際は個別的な審査がありません。

なお、リボルビング払いとは、あらかじめ定めた支払月額により支払いを行う方法です。クレジットカードの利用限度額の範囲内で複数回のカード決済を繰り返しても、支払月額が一定となるため返済の管理がしやすいメリットがありますが、今月の支払額はどの商品代金に当たるのか把握できず、利用限度枠を常時利用しがちとなるデメリットがあります。

包括信用購入あっせんに対しては、事業者の登録制、支払条件表示義務、書面交付義務、契約条件規制、抗弁対抗規定のほか、過剰与信防止義務、苦情の適切処理義務等の規制があります。

個別信用購入あっせん(法2条4項)

個別信用購入あっせんとは、個別クレジット会社が、①カード等を利用することなく、②特定の販売業者から商品等を購入するとき、③その代金相当額を販売業者に交付し、④2カ月超後払いまたはリボルビング払いを受ける取引です(図4)。クレジットカードの事前発行がなく、商品購入契約のつどクレジット申込書を提出し与信審査を受ける方式です。

以前は、契約条件表示義務、契約書面交付義務、契約条件規制、抗弁対抗規定がありましたが、開業規制や行政監督権限がありませんでした。2008(平成20)年改正により、過剰与信防止義務、加盟店調査義務、苦情の適切処理義務等の規制とともに、消費者保護の実効性確保のために登録制および行政監督権限が導入されました。

次回から包括クレジットについて解説します。